

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部改正の施行  
について（技術的助言）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 73 条第 1 項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部を改正する件（平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号。以下「一部改正告示」という。）が平成 28 年 1 月 29 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなった。これは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の制定に合わせて、一次エネルギー消費量の算出方法等について合理化を図るため、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号。以下「省エネ判断基準」という。）について所要の改正を行うものである。

これについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、法に基づく認定建築物の普及の促進の重要性にかんがみ、法の的確かつ円滑な施行に遺漏のないよう留意の上、適切に運用をお願いする。

また、管内の所管行政庁に対してもこの旨を周知されるようお願いする。

## 記

### 1. 一次エネルギー消費量計算及び外皮性能計算における例外措置について

改正後の省エネ判断基準第 1 の 1 の 1-2 及び 2 の 2-1 ただし書きにおいて、特別な調査又は研究の結果に基づき、建築物の一次エネルギー消費量又は外皮性能の基準と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算による場合には、その方法によることができると規定されており、建築物の一次エネルギー消費量や外皮性能を総合的に算出できる方法としては、既に「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部改正の施行等について（技術的

助言) (国住生第 626 号。国住指第 4540 号。平成 26 年 4 月 1 日)」の 3 において示したところである。

今回、平成 28 年 4 月に「モデル建物法」が改訂されることとなったが、一定の知見や実績の蓄積がなされたと考えられるので、上記技術的助言と同様に、特別な調査又は研究の結果に基づき、建築物の一次エネルギー消費量又は外皮性能の基準と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算方法として取り扱うこととされたい。

## 2. 経過措置について

改正後の省エネ判断基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されるが、これにかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができるものとし、省エネルギー措置の届出に当たっては、改正前の省エネ判断基準及び設計施工指針に基づき届出等を行うことができるものとする。

以上